

様式第3号（第6条関係）

みよし市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

みよし市長 様

届出人	住 所	〒
	氏 名	(署名)
	連絡先	
届出人の区分		☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 法定代理人以外の代理人

みよし市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり（変更・廃止）を届け出ます。

登録内容の変更 又は登録を廃止 する者の氏名	フリガナ
生年月日	年 月 日

登録内容を変更する場合

変更内容	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍 ☐ その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	

〈注意〉

届出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが申込者本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任状）

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	住基入力	戸籍入力	名簿	本人等の確認書類		備 考
				☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 法定代理人以外 の代理人	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）	

(裏)

みよし市住民票の写し等の本人通知制度登録（変更・廃止）届出書について

- 1 この届出書は、みよし市本人通知制度に登録された方に係る登録内容に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届出書を提出しようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により届出をすることができます。
- 3 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、届出をすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
- 4 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記載の上、本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）の写しを同封してください。
- 5 この届出書により登録の内容を変更しても、登録期間は延長されません。
- 6 この届出書により登録を廃止した場合において、届出日の前日までにみよし市住民票の写し等交付通知書を発送すべき事案があるときは、届出日以後であっても通知書を送付します。